

公 告  
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構関西センター（JICA関西）が、2019年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

2019年6月26日

独立行政法人国際協力機構  
関西センター 契約担当役  
所長 西野 恭子

「統合的湖沼・河川・沿岸流域管理に係る研修教材改定業務」（請負契約）に係る  
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA 関西」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、課題別研修「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」の効果的な実施に向けて、既存の統合的湖沼流域管理（ILBM）についての研修教材を、さらに湖沼・河川・沿岸流域を対象にした統合的静水・動水流域管理（ILLBM）の環境問題解決のための研修教材として発展的に改定を行うものです。改定された研修教材は関連する課題別研修や国別研修などで利用されます。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人国際湖沼環境委員会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、当該分野に関し、国際的な環境下でリーダーシップを発揮した実績があり、国際的な環境下で研修実績が多数あるため、また、当該研修コースの企画段階からの研修実施関係者が存在し、必要な知見等が集約されているため、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙 1 業務概要の通り。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2019 年度と 2020 年度に亘って実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、第 2 年次の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において、平成 31・32・32 年度または平成 28・29・30 年度全省庁統一資格競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。  
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。  
具体的には、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画

が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。  
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。  
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が兵庫県の暴力団排除条例（平成 23 年兵庫県条例第 35 号）に定める禁止行為を行っている。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2019年 6月 26日 (水) 午前10時から 2019年 7月 9日 (火) 午後5時まで
	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西業務第1課 (担当: 宮下)

	提出書類	別紙2 参加意思確認書 別紙3 資格審査申請書 別紙4 誓約書
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年 7月 16日（火）
	通知方法	郵送（参加意思確認書を提出した団体のみ） ※なお、特定者には、JICA 関西ホームページ上（調達選定結果）で通知する。
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西業務第1課（担当：宮下）
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	請求期限	2019年 7月 22日（月）
	回答方法	郵送

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：JICA 関西業務第1課

以上

## 業務概要

※下記内容は 2019 年度、2020 年度の計画です。

## 1. 業務概要:

## (1) 件名

「統合的湖沼・河川・沿岸流域管理に係る研修教材改定業務」

## (2) 目的

JICA は、1990 年から現在に至るまで継続的に湖沼保全分野の研修コースを実施してきた。2005 年に「湖沼水質保全」コースを時代のニーズに対応すべく、湖沼とその流域での環境問題理解と解決を目的とした「湖沼環境保全のための統合的流域管理」コースに大幅に改編した。これに伴い、既存教材では網羅できていなかった統合的流域管理 (ILBM) の概念を加える必要性があったため、研修教材の開発・作成を実施し (2006~2008 年)、その後の JICA 研修コースで活用してきた。

その後、さらに途上国のニーズに対応すべく 2016 年度に再び研修コース名を「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」と変更し、湖沼等と密接に関連する上流河川や下流河川、沿岸域等を含めたより統合的な流域管理を研修対象に改めた。しかしながら、10 年以上前に作成した既存教材では上流・下流域の水文学的・法的連携とそれらが体現するガバナンス上の課題に対する特有の考察等、すなわち統合的湖沼流域管理 (ILBM) から転換した統合的静水・動水流域管理 (ILLBM) に係る研修モジュール及び基本教材として十分でないことから、既存教材の改定が必要となった。

以上の背景を踏まえて、本業務では、既存の研修教材をベースとしつつ、統合的湖沼・河川・沿岸流域管理に係る研修教材の改定を行う。

既存の研修教材 : <https://www.ilec.or.jp/ILBMTrainingMaterials/>

## 2. 業務の内容 及び実施方法

## (1) 業務内容

既存の研修教材をベースとしつつ、以下の既存の 11 モジュール(章)に対応するコンテンツを再構築する。全て英語で作成する。

Module 1. Introduction (はじめに)

Module 2. Biophysical Aspects of Lakes (湖沼の生物物理学的性格)

Module 3. Human Use of Lakes (人間による湖沼の利用)

Module 4. Institutions (組織・体制)

Module 5. Policies (政策)

Module 6. People (参画)

Module 7. Technology (技術)

Module 8. Information (情報)

Module 9. Finance (資金)

Module 10. Planning (計画策定)

## Module 11. The Way Forward (未来に向けて)

### (2) 業務実施工程

2019 年度～2020 年度の 2 年間で実施する。

- 1) 2019 年度は M2～M9 を改訂
- 2) 2020 年度は M1, M10～M11 を改訂

### (3) 業務の実施方法

上記 1. (2) の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

【2019 年度】(M2～M9 を改訂)

- 1) 研修教材の再構築方針、改定内容、執筆候補者に係る検討会実施
- 2) 検討会参加者への謝金、交通費の支払い
- 3) 各モジュール執筆者への改訂原稿執筆依頼 (PPT 含む)、原稿取付、内容確認
- 4) 各モジュール執筆者への原稿謝金支払い
- 5) 研修教材再構築作業全般に係る監修・調整業務
- 6) 各モジュール執筆者への礼状の作成・送付
- 7) 2020 年度改訂作業計画予定の確認

【2020 年度】(M1, M10～M11 を改訂)

- 1) 研修教材の再構築方針、改定内容、執筆候補者に係る検討会実施
- 2) 検討会参加者への謝金、交通費の支払い
- 3) 各モジュール執筆者への改訂原稿執筆依頼 (PPT 含む)、原稿取付、内容確認
- 4) 各モジュール執筆者への原稿謝金支払い
- 5) 研修教材再構築作業全般に係る監修・調整業務
- 6) 各モジュール執筆者への礼状の作成・送付
- 7) 完成した教材のウェブ掲載

### 3. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。  
経費積算基準は、研修委託契約における見積書作成マニュアル (2019 年 3 月版)  
2019 年 6 月 12 日差替 (PDF/1.13MB) を適用します。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

### 4. 本業務に係る報告書の提出

本業務の完了にあたっては、業務完了報告書、改定した研修教材一式 (電子データ)、経費精算報告書を各 1 部ずつ、完了後速やか (契約書で定める提出期限まで) に提出する。

以 上

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
関西センター契約担当役  
所長 西野 恭子 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

「統合的湖沼・河川・沿岸流域管理に係る研修教材改定業務」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

#### 2 応募要件

##### (1) 基本的要件：

平成 31・32・32 年度または平成 28・29・30 年度全省庁統一資格競争参加資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。  
同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

- 資格審査申請書 別紙 3
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近 1 ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(写) (その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの)

##### (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

## 資格審査申請書

別紙 3
------

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
 関西センター 契約担当役  
 所長 西野 恭子 殿

「統合的湖沼・河川・沿岸流域管理に係る研修教材改定業務」への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

### 1. 申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者 役職名・氏名	(* 役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付)
直近決算日	西暦 年 月 日
本社所在地	〒   TEL : FAX :

### 2. 担当者連絡先 (JICA からの連絡する場合に、窓口になっていただく方)

担当者 連絡先 (本社所在地と 同一の場合 は記入不要)	〒   TEL : FAX :
部署名	
ふりがな	
担当者 役職名・氏名	Email :



3. 希望する資格の種類（\*注：登記されている事業に限る）

資格の種類	注) 希望する資格に○印をご記入ください。(複数選択可)
物品の販売	
役務の提供等 (物品の製造、販売以外全て)	

4. 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5. 添付書類

添付書類		確認欄 添付したものに○をつけてください。
1	登記事項証明書（写）	
2	財務諸表（直近1ヵ年分、法人名、決算期間が記載されていること）	
3	納税証明書その3の3（写）	

注) 公的機関が発行する書類（1. 登記事項証明書、3. 納税証明書）については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

6. 経営状況 ※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

①営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2ヵ年分記入する。

直前決算年度（千円）	直前々決算年度（千円）	平均実績額（千円）
A	B	① $\frac{A+B}{2}$

②自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益（欠損）金		(注2)
小計	A	B
合計	② A+B (注3)	

注1：(貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

③流動比率

直前決算時の金額を記入する。

流動資産（千円）	A	① $\frac{A}{B} \times 100$ (%)
流動負債（千円）	B	

④営業年数 登記事項証明書ของบริษัท設立の年月日からの満年数を記載

④	年
---	---

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
 関西センター 契約担当役  
 所長 西野 恭子 殿

「統合的湖沼・河川・沿岸流域管理に係る研修教材改定業務」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
 法 人 名  
 法 人 番 号  
 役 職 名  
 代 表 者 氏 名  
 役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理でき

る体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報という。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上